



あの、キツネ目の男

「作家」宮崎学が、
門真にやってくる!



非常事態！門真市議会
の倫理的正常化を求める

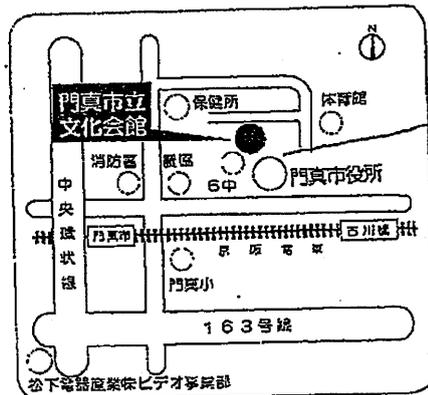
2/25市民
集会へ!

於：門真市文化会館1F
開場：夜6時・開演6時半～

ほかゲスト；大谷昭宏氏

各地市民派議員も参加

会場案内



駐車
スペースあり

門真市立文化会館

【門真市役所裏】

門真市中町2番3号

☎ (06)6901-3300

リンクのお願い

名前: 栗本慎一郎

近く、私のサイトにこの戸田さんのホームページをリンクさせてください。更なる鮮烈な活躍を祈ります。

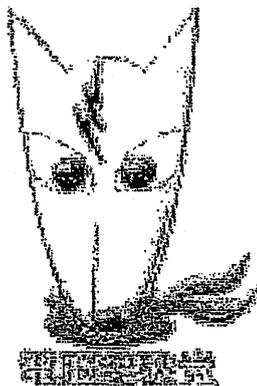
頑張ってください

名前: 江田五月

今日は岡山までお越しくださり、有難うございました。羽場君から聞きました。

いろいろいじめがあるようですが、負けずに頑張ってください。応援します。岡山から江田五月

主催；
集会実行委
連絡先
戸田事務所





各種報道機関の皆さまへ 2/16記者会見のご案内

会見骨子

2000年 2月14日発信

★ アウトロー作家・宮崎学さんをゲストに、門真市文化会館にて、「非常事態! 門真市議会の倫理的正常化を求める2/25市民集会」を開催します。(夜6時半～) ほか、大谷昭宏氏、各地の市民派議員なぜ門真市議会問題にクビを突っ込むのか?
会見において宮崎さんのコメントを發表します。

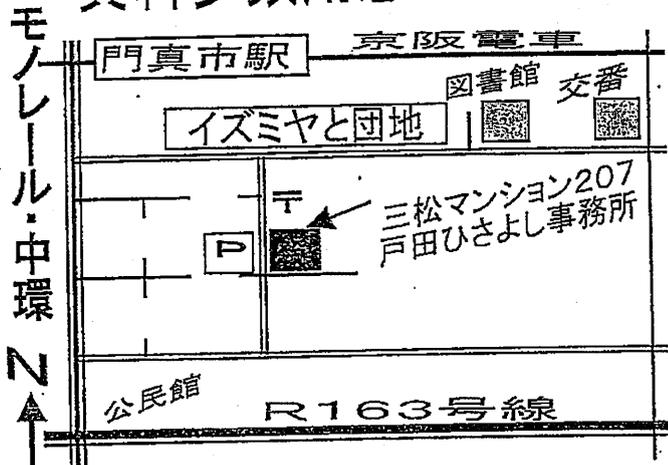
★ 実は門真市では去年の、私に対する懲罰決議・問責決議・辞職勧告決議を次々に可決しただけでなく、さらなる排除攻撃と除名懲罰も可能性なしとしない、地方議会史上に例を見ない状況です。

★ 2月3日議運では、「議員のカバン持ち込み禁止」という奇妙奇天烈な決定初め、委員会記録の公開禁止をも決定し、ネクタイ不着用議員を議場から排除する仕掛けができつつあります。

★ これらに対しては、市民の大結集を図って闘うと同時に、議員への「業務妨害だ」という捉え方で裁判に訴えるという画期的戦術をも行使します。会見ではその具体方針を明らかにします。

会見場所; 下記の戸田事務所
会見時間; 2/16午後3時から
資料多数用意しております

戸田は、去年の助役市税怠納事件や、今年発覚した北巢本道路用地占拠・産廃疑惑を精力的に究明してきています。戸田へのバッシングは果たしてこれと無関係なのか?



戸田事務所: 門真市新橋町 12-18
三松マンション 207
06-6907-7727 FAX; 06-6907-7730
自宅; 門真市北巢本町 17-7
安井文化 202
ホームページが大人気です!
<http://www1.odn.ne.jp/~cah279>

「非常事態！門真市議会の倫理的正常化を求める2・25市民集会」 進行表

以下は大体の目安です。戸田議員攻撃の経過はお手元のヒゲ-戸田通信5号の2ページ、今後の展開予想・予定は同4ページを御覧下さい。

- 6:00 開館 受付開始
- 6:30 開会 主催者挨拶 本集会実行委員会代表 吉村智弘
- 6:35 支援弁護士からの説明と応援メッセージ..... 枚方法律事務所・永嶋靖久弁護士(代読)
- 6:37 市議会の現状とこれまでの経過 門真市議会議員 **戸田ひさよし**
- 7:00 「門真市議会とは異常だ」 **宮崎学 氏**
(宮崎学さん、直筆サイン本のお知らせ.....東京から参加の「電脳突破党」メンバーより一言)
- 7:20 「ジャーナリズムからみた問題点」 **大谷昭宏 氏**
- 7:40 市民からの告発～道路用地不法占拠と産廃疑惑について
北巢本の問題業者隣家で、17年前から問題を訴えてきた.....**神南さん**。
産廃・ダイオキシン問題の専門家の立場から.....**増田弁護士**

<カンパの呼びかけと説明>.....戸田事務所スタッフ (あくまで任意です。会場内カンパダルマが後日に..)

- 7:50 他市の市民派議員からの激励 **松平要 氏**(東大阪市議)
..... **砂川次郎 氏**(志賀町議)
- 8:00 会場からの声 (どなたでもご自由に、1人2分以内でどうぞ!).....自由討議
- 8:20 今後の展開予想と行動提起 戸田久和
業務妨害提訴や「有権者1万人署名」や3/20市民集会 2/28議運 3/6本会議など..

8:25 「門真市議会の倫理的正常化を求める集会決議」採択

8:30 閉会 (会場片づけお手伝い願えるかたはぜひお願いします)
★9時すぎから、門真市駅そばの居酒屋で交流会します。人数把握・会場確保の都合上、参加ご希望の方はできるだけ早めに会場入口の受付係までお知らせ下さい! 集会後、取材も受付ます。

たった1人の市民派無所属議員が、不当な懲罰・問責・辞職勧告決議攻撃にも屈せず、門真市議会をまともな議会にしたい、との一念で断固として闘ってきました。みなさんの御支援をお願いします!

**市議会正常化
大運動を進めよう!**

- ★27日(日)2時～3時半、古川橋駅前にての「有権者1万人署名」集めを皮切りに、市内各地で展開していきます。
- ★通信を50部づつ小分けして机の上に置いています。できる範囲で結構ですから配布・手渡しをお願いします。
- ★お二人の弁護士着手金で10万円・ピラ代金で10万円・郵送会場費など諸費用で10万円の計30万円が至急に必要!
(戸田財政の状況は通信4ページにて)

よろしかったら、お帰りの際に、ぜひ

- ◎「1万人署名」への記入と署名用紙持ち帰り
- ◎小分け配布用のヒゲ-戸田通信持ち帰り
- ◎市民カンパへのご協力、などお願いします!

「非常事態！門真市議会の倫理的正常化を求める 2・25 市民集会」決議（案）

2000 年 2 月 3 日、門真市議会議会運営委員会において、

- ①カバン・袋物を議員が議会に持ち込むことを禁止、
- ②委員会記録全文の公開禁止、及び議員閲覧の許可制への移行、
- ③議員の政治活動の一貫であるピラ配布の禁止（視察先や研修先での）、及び
- ④（ネクタイ強制を主眼として）服装規定をつくること、……………が決定されました。

これらの決定事項は特定議員を排除・処分するための全く本末転倒で恣意的な、「タメにする」決定であると言わざるを得ません。

この間の地方自治における時代の流れは全面的な情報公開と自由で闊達な議論に向けて、議員個人だけではなく自治体においても意識的に様々な情報を明らかにしていくことがあたりまえのこととなりつつあり、市民全体に対する義務ともなりつつあります。

門真市議会はこの時代の流れに逆行する決定を下しているのです。「委員会の記録全文公開」については、それが秘密会でないかぎり市議会として公開することは当たり前のことであって、それをしない方がおかしと言わざる得ません。

ましてや委員会記録を議員に渡さず恣意的な許可制にしたあげくに、「あかんもんはあかん」と理由も告げずに閲覧不許可にするなどは、議員としての活動と職責遂行を著しく妨害するものに他なりません。

「本会議場、委員会室へのカバン・袋物の持ち込み禁止」などにいたっては、何を考えているのかとクビをひねらざるを得ません。会議に参加・討議や傍聴をするにあたって、様々な書籍や書類の類、文具その他本人が必要と思う物を、本人が使いやすいスタイルで持ち込んで身の回りに置くのは当然であり、会議への真剣な姿勢の現れとして望ましいものでこそあれ、どこにも非難されるいわれはありません。

又、ネクタイ強制を主眼とした服装規定に関しても市民として容認しがたいものであります。

従来、門真市議会において夏期会期は、開襟シャツを着て議場に入っても良いことになっておりました。又、全日本各地の地方自治体においてもノーネクタイやジーパンなどの服装でもかまわないところが広まっていることも私達によく知るところとなりました。

門真市議会はこの自由化の流れに逆行するために規則をつくろうとしていることとなります。今や、格式ばらない多様な市民の参加環境づくりや消エネ・エコオフィス作りのために、市議会や市の幹部職員が中心になってノーネクタイ運動を行うべき時代であり、これに全く逆行するような規則をつくるべきではありません。

また、市議会多数派が言うような「議会の品位を保つためにネクタイは必要」だということは、「ネクタイをしない人間がいると議会の品位が保てない」ということであり、この社会の中でネクタイをせずに働き活動している多くの人々、その様な職業にある多くの人々に対して、「あなたの格好は品位がない」と決めつけて、市民の多様性を反映すべき議会から排除するという侮蔑と差別を行うに他ならないことも、重大な問題として指摘しておかねばなりません。

私達、今集会に結集する門真市民は以上にかんがみ、この間の議会運営委員会の動きに深く憂慮するものであります。選挙で正当に選ばれて議会に送られている議員を議会から閉め出すに等しい、このような「タメにする」恣意的な策動を直ちに中止し、正常な議会運営を行うよう要求するものであります。

2 月 25 日 集会へ

2 月 3 日に、門真市議会議会運営委員会は、カバン・袋物を議場に持ち込むことを禁止すること、委員会記録の記録全文の公開を禁じた上、議長・委員長の許可がなければ閲覧できないこと、視察や研修先で議員がビラ配布することを禁止すること、服装に関する取り決め（具体的には男性にネクタイ着用を義務づけること）を 2 月 28 日議運で決定することを決めました。

これは、戸田さんを議会から排除することを目的とした決定としか考えられません。特定の議員を議会から排除することを目的とした決定は、それが特定の議員を目的にしていると言う、それだけの理由で憲法違反だと言うことになります。憲法が保障する法の下での平等に反するからです。常識だからとか、多数決で決めたからと言うのは、全く理由になりません。

そもそも、議会とはネクタイを締めて、カバンを持たずに行くところという常識など、どこにもあるとは思えませんが、もしそんな常識があったら、それは間違っていると言うしかありません。議員にとって大切なことは、議員としてどのような活動を行うかがすべてであって、ネクタイを締めているかどうかとか、カバンを持っているかどうかなど二の次のはずです。いや、まじめにきちんと仕事をしようとするれば、大きなカバンが必要になることもあるのではないのでしょうか。

多数決で決めたからなどというのは、一層なんの理由にもなりません。多数決でも奪えないのが権利です。それが、憲法が権利を保障する、と言うことの意味です。

戸田さんは、住民の信託に応じて、議員活動を行う義務と権利を持っています。頭数さえそろえば何を決めてもいい、というのはおおいなる勘違いです。門真市議会の全議員もまた、公務員として、天皇、大臣、裁判官などと並んで憲法を護る義務を課せられているのですから、多数決でも決めてはならないことがあるのです。

今回の戸田さんに向けられた攻撃を、法律的に考えれば、今言ったとおりです。ですから、門真市議会が憲法違反の決定をあくまで強行するなら、戸田さんが裁判を起こすこともやむを得ません。しかし、何より大切なことは、裁判所に間違っているかどうか決めさせるのではなく、議員たち自身に自分から間違いを正してもらおうことです。本日の集会が、そのための大きな力となるのは間違いありません。

本日の集会に参加されたみなさんに敬意を表するとともに、戸田さんの奮闘を応援します。

2000 年 2 月 25 日

弁護士 永嶋靖久